12. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

		(中国:ログログ
		平成26年度
項 目	平成25年度末	第2四半期
		(上半期) 末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5, 529, 247	6, 208, 669
基金等	951, 099	991, 074
価格変動準備金	480, 840	575, 101
危険準備金	660, 402	772, 332
一般貸倒引当金	4, 501	4, 048
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	2, 258, 124	2, 676, 343
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	228, 171	230, 445
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	771, 894	779, 289
負債性資本調達手段等	100, 000	100, 000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手		
段等のうち、マージンに算入されない額	_	_
控除項目	_	
その他	74, 213	80, 035
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 \qquad (B)$	1, 169, 555	1, 237, 271
V(1 8/ (2 3 // 4		
保険リスク相当額 R1	120, 869	119, 088
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	52, 224	52, 349
予定利率リスク相当額 R2	157, 598	156, 060
最低保証リスク相当額 R7	9, 225	9, 302
資産運用リスク相当額 R3	963, 486	1, 032, 317
経営管理リスク相当額 R4	26, 068	27, 382
ソルベンシー・マージン比率		
(A) × 1 0 0	945. 5%	1, 003. 6%
$\frac{\text{(A)}}{\text{(1/2)} \times \text{(B)}} \times 100$,
L S S S	l	

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
 - 2.「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。